

「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」、「国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の一部を改正する省令（案）」及び「国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部を改正する告示（案）」に関する意見公募手続の結果について

令和5年3月28日

経済産業省

経済産業政策局産業創造課

産業技術環境局技術振興・大学連携推進課

標記について、令和5年2月14日から同年3月15日まで意見公募手続を実施しました。提出意見と提出意見を考慮した結果については別紙のとおりです。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	純内資系企業の競争力を強化すべきで、外資系企業の排除条項がないなら、加えるべきです。	今回改正を行う国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令等では、国内の事業者が他の事業者と経営資源を組み合わせることにより新たな事業の開拓などを行うことを目指した取組に関する調査について、対象となる要件を定めています。当該調査の対象となる実施主体については、当該省令等で定める要件を満たすか否かをもって判断します。